

府公第 170 号 - 1

平成 24 年 9 月 7 日

公文書管理委員会

委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙経済産業省行政文書管理規則の一部を改正する規則案について、諮問します。

経済産業省行政文書管理規則の一部を改正する規則の新旧対照表（傍線部分は改正部分）  
 ○経済産業省行政文書管理規則（平成23・04・01シ第4号）

改正案	現行
<p>目次（略）            第1条～第2条（略）            （定義）            第3条            （1）～（4）（略）            （5）「局等」とは、経済産業省組織令（平成12年政令第254号）に定める局（<b>大臣官房</b>、経済産業政策局及び商務情報政策局）<b>にあつては</b>経済産業省職制規程（平成13・01・06広第1号）に定めるグループに属する組織を除く。）、大臣官房各課、経済産業省職制規程に定めるグループ、経済産業省設置法（平成11年法律第99号）及び経済産業省組織令に定める本省に置かれる施設等機関、経済産業省組織令に定める経済産業局（中部経済産業局）<b>にあつては</b>、経済産業省組織規則（平成13年経済産業省令第1号）に定める中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局を除く。）<b>、</b>  <b>経済産業省設置法及び経済産業省組織令に定める産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所（以下「産業保安監督部等」という。）</b>、経済産業省組織規則に定める中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局<b>及び産業</b></p>	<p>目次（略）            第1条～第2条（略）            （定義）            第3条            （1）～（4）（略）            （5）「局等」とは、経済産業省組織令（平成12年政令第254号）に定める局（経済産業政策局及び商務情報政策局）<b>にあつては</b>経済産業省職制規程（平成13・01・06広第1号）に定めるグループに属する組織を除く。）、大臣官房各課、経済産業省職制規程に定めるグループ、経済産業省設置法（平成11年法律第99号）及び経済産業省組織令に定める本省に置かれる施設等機関、経済産業省組織令に定める経済産業局（中部経済産業局）<b>にあつては</b>、経済産業省組織規則（平成13年経済産業省令第1号）に定める中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局を除く。）<b>及び</b>経済産業省組織規則に定める中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局並びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。</p>

保安監督部及び産業保安監督部の支部並びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。

(6) 「課等」とは、経済産業省組織令に定める本省の内部部局に置かれる課、経済産業省職制規程第8条第1項及び第9条第1項の規定に基づき課に準ずる組織として置かれる室並びにこれらに準ずるものとして本省にあっては総括文書管理者が定めるもの、施設等機関にあっては総括文書管理者の承認を得て当該施設等機関の長が定めるもの及び経済産業局にあっては総括文書管理者の承認を得て各経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局にあっては、その長）が定めるもの、産業保安監督部等にあっては総括文書管理者の承認を得て各産業保安監督部の長が定めるもの及び産業保安監督部の支部にあっては総括文書管理者の承認を得て産業保安監督部の支部の長が定めるもの並びに各産業保安監督署をいう。

第4条～第30条（略）

別表第1～別表第2（略）

(6) 「課等」とは、経済産業省組織令に定める本省の内部部局に置かれる課、経済産業省職制規程第8条第1項及び第9条第1項の規定に基づき課に準ずる組織として置かれる室並びにこれらに準ずるものとして本省にあっては総括文書管理者が定めるもの、施設等機関にあっては総括文書管理者の承認を得て当該施設等機関の長が定めるもの及び経済産業局にあっては総括文書管理者の承認を得て各経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局にあっては、その長）が定めるものをいう。

第4条～第30条（略）

別表第1～別表第2（略）